

とっとり健康省エネ住宅改修スタートアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、とっとり健康省エネ住宅改修スタートアップ支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、既存住宅の省エネルギー性能向上改修に取り組む県内事業者に対し、技術向上に要する経費の一部を助成することにより、既存住宅の省エネルギー性能向上改修の普及を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に主たる事務所を有する事業者をいう。
- (2) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第2条第1項の住宅をいう。
- (3) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第二号イに定める「外皮平均熱貫流率」をいう。
- (4) 健康省エネ改修住宅 とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱(令和4年6月13日付第202200055146号生活環境部長通知。以下「認定要綱」という。)第10条第1項の規定により、第2条第1項第4号の健康省エネ改修住宅として認定を受けた住宅をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、健康省エネ改修住宅を施工する事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、1事業者あたり1回を限度として20万円とする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、1月31日(その日が休日の場合は直前の平日)までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書(同条第1号及び第2号の書類を含む。)は、様式第1号によるものとし、認定要綱第5条第1項に基づき交付されるとっとり健康省エネ改修住宅等設計適合証の写しを添付するものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書(規則第17条第2項の書類を含む。)は、様式第3号によるものとし、認定要綱第10条第1項に基づき交付されるとっとり健康省エネ改修住宅等認定証の写しを添付するものとする。

(調査協力)

第8条 本補助金の交付を受けた事業者は、県が行う健康省エネ改修住宅の事例調査に対し、個人及び

事業者が特定されない範囲において協力しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。